

## ADRを担う移管先、組織形態について

	内閣府本府	消費者委員会	消費者庁
ADR機能を 審議会等に置く場合	<b>【案1】</b> ○法律により、ADR機能を担う審議会等を新設 ○事務局：内部部局	<b>【案2】</b> ○新たにADR分科会（部会）を設置 ○分科会（部会）の決定をもって、消費者委員会としての決定とする ○事務局：消費者委員会事務局 （事務局内でADR担当を設ける）	<b>【案3】</b> ○法律により、ADR機能を担う審議会等の新設 ○事務局：内部部局
ADR機能を 特別の機関に置かれた 合議制機関に置く場合 <sup>1</sup>	<b>【案4】</b> ○法律により、国民生活センターを特別の機関として置き、当該機関に、ADRを担う合議制の機関を設置 ○事務局：特別の機関	— （内閣府設置法上、審議会等である消費者委員会に特別の機関を置くことはできない）	<b>【案5】</b> ○法律により、国民生活センターを特別の機関として置き、当該機関に、ADRを担う合議制の機関を設置 ○事務局：特別の機関

注) 1. 特別の機関に、法律により、審議会等ではない合議制の機関を置いている例がある。ただし、当該機関がADRを担っている例はない。

例1：中央鉱山保安協議会（資源エネルギー庁の特別の機関である原子力安全・保安院に設置）

例2：政策委員会、地震調査委員会（文部科学省の特別の機関である地震調査研究推進本部に設置）

2. 現行の国民生活センターのADRでは、委員会は独立して職権を行うこと、和解仲介手続等の非公開、職員はADR手続きに関しADR委員以外からの命令・指示を受けず中立・公正な立場で職務を行うこと、情報の取扱いに関するルールなどが定められており、国への移行後も同様の仕組みを維持する。

3. 行政組織を新設する場合、組織の膨張を抑制する観点から、スクラップ・アンド・ビルドの原則があり、相応のスクラップが要請される（第5回検討会島中委員資料）。

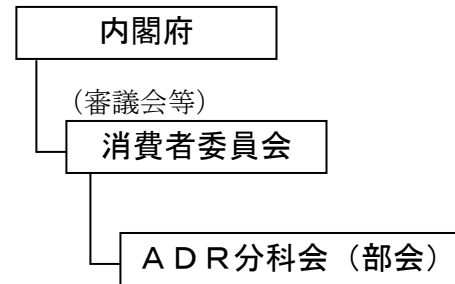
ADR機能を審議会等に置く場合で、移行先を内閣府本府または消費者庁とすると、相応のスクラップが求められる。

(組織のイメージ)

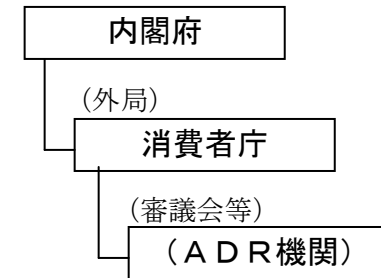
【案1】



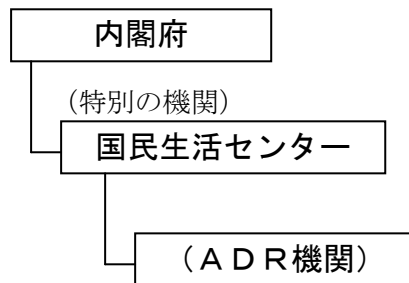
【案2】



【案3】



【案4】



【案5】

